

問番号	区分	問内容	回答
Q01-01	特別相談窓口関係	小学校等の臨時休業等に関して、どのような場合に、休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象となりますか。	<p>以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。</p> <p>① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない（※3）こと</p> <p>※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。</p> <p>※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。</p> <p>※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。</p> <p>③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。</p>
Q01-02	特別相談窓口関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請は、どこに申請すればよいですか。	まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」にご相談ください。
★ Q01-03	特別相談窓口関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の、申請期限はいつですか。	<p>原則として、休業支援金・給付金の申請期限は、以下のとおりとなります。まずは、早めに特別相談窓口にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月～9月の休み 令和4年3月末まで ・令和3年10月～令和4年3月の休み 令和4年6月末まで ・令和4年4月～6月の休み 令和4年9月末まで <p>なお、特別相談窓口への相談中に上記申請期限を過ぎてしまった場合でも、申請を受け付けられる場合がありますので、特別相談窓口にご相談ください。</p>
Q01-04	特別相談窓口関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について、なぜ、まずは特別相談窓口にご相談しないといけないのですか。特別相談窓口への相談を経ずに、すぐに申請できるようにすべきではないですか。	まずは、都道府県労働局から事業主の方に、小学校休業等対応助成金を活用して保護者の方が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただくことをお願いしたいと思います。また、助成金を活用いただけない場合には、休業支援金・給付金の申請に当たって必要な協力の働きかけ等を行います。このため、休業支援金・給付金の申請の前に、特別相談窓口へのご相談をお願いします。
Q01-05	特別相談窓口関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について、特別相談窓口への相談を経て、申請書類を提出しましたが、今審査状況はどうなっていますか。	順次、申請を受理したものから審査をしております。できる限り早く決定できるよう努めていますが、具体的な支給時期についてお伝えが難しいため、ご了承願います。スムーズな支給決定のためにも、申請する際には、申請書の記載漏れ・必要書類の添付の不備が無いことを確認ください。
Q02-01	休業支援金・給付金関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について、年次有給休暇を取得した日や休業手当が支払われている日は対象になりますか。	年次有給休暇を取得した日時や休業手当が支払われている日時は対象になりません。
Q02-02	休業支援金・給付金関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について、休業支援金・給付金の申請に当たって「休業させた」という扱いとすることを事業主が了承した場合、労働基準法上の休業手当の支払義務との関係はどうなるのでしょうか。	今回の取扱いは、休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをするものであり、このことをもって事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払義務が判断されるものではありません。
Q02-03	休業支援金・給付金関係	学校休業等の場合の休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請について、休業支援金・給付金の申請に当たって「休業させた」という取扱いとすることを事業主が了承してくれませんか。どうしたらいいですか。	まずは、特別相談窓口へご相談ください。労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。その際、労働者が学校休業等のために休んだこと、その休みを事業主として認めたこと（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いが無い場合は、このことをもって、休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」とする取扱いとさせていただくことをお願いするものであることを、事業主にお伝えしています。
★ Q03-01	制度の延長	2月25日に発表された小学校休業等対応助成金助成金制度の延長に伴い、特別相談窓口の設置期間も延長されますか。	令和4年9月30日まで延長します。